

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 4 月 28 日

株式会社クエスト

株式会社エヌ・ケイ

2022年4月28日

株式交換に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東京都港区芝浦一丁目12番3号
株式会社クエスト
代表取締役社長執行役員 岡 明男

東京都中央区銀座二丁目11番5号
株式会社エヌ・ケイ
代表取締役社長 天野 弘幸

株式会社クエスト（以下、「クエスト」という。）及び株式会社エヌ・ケイ（以下、「エヌ・ケイ」という。）は、2022年3月18日付でクエスト及びエヌ・ケイとの間で締結した株式交換契約に基づき、2022年4月28日を効力発生日として、クエストを株式交換完全親会社、エヌ・ケイを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年4月28日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行ったエヌ・ケイの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

エヌ・ケイは、会社法第785条第3項の規定により、2022年4月1日に、エヌ・ケイの株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社であるクエストの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定により買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
クエストは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号規定により、2022 年 4 月 7 日付で、クエストの株主に対し、本株式交換をする旨並びに本株式交換完全子会社であるエヌ・ケイの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換であるため、クエストの株主による株式の買取請求はありません。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により、株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
本株式交換により、クエストに移転したエヌ・ケイの株式の数は 24 株です。
5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
 - (1) クエストは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したクエストの株主はおりませんでした。
 - (2) エヌ・ケイは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 4 月 15 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (3) クエストは、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時のエヌ・ケイの株主名簿に記載又は記録された株主（クエストを除く）に対し、その所有するエヌ・ケイの株式 1 株に対してクエストの株式 6,313.13 株の割合をもってクエストの自己株式を割当交付いたしました。クエストが交付した株式の総数は 151,515.15 株です。
 - (4) 本株式交換に伴う、クエストの資本金及び準備金の額の変動はございません。

以上